

新たに社会福祉事業として法定される事業（9事業）

事業名	事業の内容	現状
福祉サービス利用援助事業 (注1)	痴呆高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、福祉サービス利用の相談・助言、手続き等の支援を行う事業	47都道府県社会福祉協議会 (平成11年10月より実施)
身体障害者相談支援事業(注2)	それぞれ身体障害者、知的障害者、障害児に対し、福祉に関する相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業	全国で200カ所 (平成12年度予算案)
知的障害者相談支援事業(注3)		全国で420カ所 (平成12年度予算案)
障害児相談支援事業(注3)		
身体障害者生活訓練等事業 (平成13年4月施行)	点字や手話の訓練等、身体障害者が日常生活・社会生活を営むために必要な訓練等の援助を行う事業	「障害者の明るいくらし促進事業」(都道府県事業)及び「市町村障害者社会参加促進事業」(市町村事業)のメニューとして全国で実施。
手話通訳事業	聴覚、言語、音声機能障害者に対し、手話通訳の便宜の供与を行う事業	
盲導犬訓練施設 (平成13年4月施行)	盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設	全国で8カ所 約850頭の盲導犬が稼働
知的障害者デイサービス事業	知的障害者又は介護者に対し、手芸や工作等の創造的活動、社会適応訓練、介護方法の指導等を行う事業	全国で120カ所 (平成12年度予算案)
知的障害者デイサービスセンター	知的障害者デイサービス事業に係る便宜の供与を目的とする施設	

(注1) 現在、「地域福祉権利擁護事業」として実施。

(注2) 現在、「市町村障害者生活支援事業」として実施。

(注3) 現在、知的障害者と障害児とを併せ、「障害児(者)地域療育等支援事業」として実施。